

# 一般社団法人応用生態工学会

## 地区会規程細則

(目 的)

第1条 本細則は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）地区会規程（以下「地区会規程」という。）第9条に基づき、地区会規程の実施に関し必要な細目的事項を定めることを目的とする。

(地区会の設置等)

第2条 地区会を新たに設置するに当たっては、地区会規程第2条第2項に基づき、当該地区会に入会することができる本会定款第5条第1項所定の各会員に対して、本会事務局が入会希望の有無を確認し、入会を希望する者を地区会員として登録するものとする。

2 前項の規定により登録がなされた地区会員のうち、理事会の決議を経て選出された若干名を仮地区委員とする。

3 仮地区委員は、地区会員を構成員とする最初に開催される会議の日時、場所その他同会議開催に必要な事項を決定し、本会事務局は、第1項の規定により登録がなされた地区会員に対し、開催日の2週間前までに、これらの事項を通知して同会議を招集するものとする。

4 新たに設置する地区会の当初の地区委員は、前項の会議において選出する。

附 則

本細則は、令和7年6月12日から施行する(令和7年6月12日会長決定)。